



相談・情報

せたがや国際交流センター“クロッシングせたがや”

暮らしに役立つ情報の提供や地域活動団体の紹介、相談窓口のご案内を行っています。また、多文化共生や国際理解を広めるイベントや講座などを実施します。詳しくはホームページをご覧ください。



- 外国にルーツのある人と日本人がやさしい日本語でお話をする「にほんご交流会」
- やさしい日本語で話しながら世田谷を歩く「まち歩きツアー」
- 文化や生活、考え方の違いなどを学べる「多文化理解講座」
- いろいろな国や地域の団体が、それぞれの文化や活動を紹介する「区民国際交流事業」（せたがや国際メッセなど）

アクセス

場所：太子堂 4-1-1 キャロットタワー 2階（世田谷線三軒茶屋駅上）

開設時間：火～日曜 午前 10 時～午後 6 時

（月曜、12月29日～1月3日を除く）

電話：03-5432-1538

FAX：03-5432-1570

相談機関

※は、公的相談機関

■ 総合相談

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
東京都『外国人相談』※	日常生活に関する相談・生活情報の提供など	英語：月～金曜 中国語：火・金曜 ハンゲル：水曜 （国民の祝日は除く） 午前9：30～12時 午後1時～5時	英語：03-5320-7744 中国語：03-5320-7766 ハンゲル：03-5320-7700 東京都生活文化スポーツ局都民生活部 地域活動推進課
外国人総合相談支援センター※	在留資格、日常生活に関する相談など	英語、中国語：月～金曜 ポルトガル語：月～水曜 スペイン語：月～水曜 インドネシア語：火曜 ベトナム語：月・水曜 タガログ語：金曜 午前9時～午後4時	所在地：新宿区歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階 しんじゅく多文化共生プラザ内 電話：03-3202-5535 03-5155-4039
東京都多言語相談ナビ	日常生活に関する相談、生活情報の提供など	やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、ロシア語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、ウクライナ語： 月～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前10時～午後4時	東京都つながり創生財団 所在地：新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 8階 電話：03-6258-1227
よりそいホットライン	いろいろな人のいろいろな悩み	英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語：午前10時～午後10時	曜日と時間によって対応言語が異なります。詳しくはお問い合わせください。 よりそいホットライン 電話：0120-279-338



咨询 · 信息

世田谷国际交流中心 “Crossing Setagaya”

提供对生活有用的信息，介绍地区活动团体，介绍咨询窗口。
此外，还将举办多文化交流和增进国际理解的活动和讲座等。详情请浏览主页。

- 外国人和日本人用简易日语进行交谈的“日语交流会”
- 用简易日语在世田谷边走边聊的“城市漫步旅行”
- 可学习文化、生活、思考方式差异的“多文化理解讲座”
- 各个国家和地区的团体介绍各自文化和活动的“区民国际交流事业”（世田谷国际 Messe 等）



交通
所在地：太子堂 4-1-1 Carrot Tower 2 楼（世田谷线“三轩茶屋站”上）

开设时间：周二～周日 10:00～18:00

（周一、12月29日～1月3日除外）

电话：03-5432-1538

传真：03-5432-1570

咨询机构

※ 为公共咨询机构。

■ 综合咨询

咨询名称	咨询内容	语言 · 时间	问讯处
东京都 “外国人咨询”※	日常生活的咨询、 生活信息提供等	英语：周一～五 中文：周二、五 韩语：周三 (国民祝日除外) 9：30～12：00 13：00～17：00	英 语：03-5320-7744 中 文：03-5320-7766 韩 语：03-5320-7700 东京都生活文化体育局都民生活部 地区活动推进课
外国人综合咨询 支援中心※	有关在留资格、日常 生活咨询等	英语、中文：周一～五 葡萄牙语：周一～三 西班牙语：周一～三 印度尼西亚语：周二 越南语：周一、三 他加禄语：周五 9：00～16：00	所在地：新宿区歌舞伎町 2-44-1 HYGEIA 11 楼 新宿多文化共生广场内 电话：03-3202-5535 03-5155-4039
东京都多语言咨询向导	日常生活的咨询、 生活信息提供等	简易日语、英语、中文、 韩语、西班牙语、葡萄牙 语、越南语、他加禄语、 尼泊尔语、泰语、俄语、 法语、印地语、印度尼西 亚语、乌克兰语： 周一～周五（节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外） 10：00～16：00	东京都 TSUNAGARI 创生财团 所在地：新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS 大厦 8 楼 电话：03-6258-1227
贴心热线	不同人士的不同烦恼	英语、中文、韩国·朝鲜语、 泰语、他加禄语、西班牙语、 葡萄牙语、越南语、尼泊 尔语、印度尼西亚语： 10：00～22：00	每周在不同天及时间段的服务语言不同。 具体请咨询。 贴心热线 电话：0120-279-338



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人在留支援センター FRESC (フレスク) ※	8つの相談窓口 ワンフロアに8つの 窓口があり、様々な 相談を1か所で受け ることができる	英語、中国語、タブレット による多言語：韓国語、ポ ルトガル語、スペイン語、 フィリピン語、ベトナム語、 タイ語、インドネシア語、 ネパール語 月～金曜（祝日、12月 29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時	FRESC 所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13階 電話：0570-011000（代表電話番号） 03-5363-3013（一部のIP電話 および海外からはこちら） 出入国在留管理庁在留支援課・開示請 求窓口 東京出入国在留管理局 日本貿易振興機構（ジェトロ） 外務省ビザ・インフォメーション 東京外国人雇用サービスセンター 東京法務局人権擁護部 日本司法支援センター（法テラス） 東京労働局外国人特別相談・支援室

■ 入国・在留

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人在留総合 インフォメーション センター※	外国人の入国・在留手 続きなどの相談	日本語、英語、中国語、韓国語、スベ イン語、ポルトガル語、ベトナム語、 フィリピン語、ネパール語、インドネ シア語、タイ語、クメール（カンボジア） 語、ミャンマー語、モンゴル語、フラ ンス語、シンハラ語、ウルドゥ語： 月～金曜 午前8：30～午後5：15	所在地：港区港南 5-5-30 電話：0570-013904 03-5796-7112 （IP、海外） Eメール：info-tokyo@ i.moj.go.jp（英語・日本語）
大使館※			駐日外国公館 外務省： https://www.mofa. go.jp/mofaj/link/ emblist/index.html

■ 就労と雇用

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
東京都『労働相談』 ※	電話または来所による外国人の労働相 談（来所相談については予約制） ※スペイン語、ポルトガル語、韓国語、 タイ語、英語、中国語、フランス語、 ロシア語、ベトナム語、ネパール語、 インドネシア語、フィリピン語（タガ ログ語）、ヒンディー語、ミャンマー 語は、テレビ電話通訳制度を用意して います。詳細につきましては事前に電 話でお問い合わせください。 ※日本で働くうえで必要な法制度につ いて説明しているハンドブックを、下 記ホームページからご覧いただけま す。（英語、中国語） 英語：https://www.hataraku.metro. tokyo.lg.jp/shiryo/foreign-e/index. html 中国語：https://www.hataraku.metro. tokyo.lg.jp/shiryo/foreign-c/index. html	電話相談 月～金曜（祝日、12月 29日～1月3日を除く） 午前9時～午後8時 土曜（祝日、12月28日 ～1月4日を除く） 午前9時～午後5時	東京都ろうどう 110番 電話：0570-00-6110
		来所相談 （予約制） 英語：火曜 午後2時～4時	東京都労働相談情報セン ター大崎事務所 所在地：品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエスト タワー 2階 電話：03-3495-6110
		来所相談 （予約制） 英語：月～金曜 中国語：火～木曜 午後2時～4時	東京都労働相談情報セン ター（飯田橋） 所在地：千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9階 電話：03-3265-6110
		オンライン相談 （予約制） 予約はホームページから できます。	予約フォーム： https://www.hataraku. metro.tokyo.lg.jp/sodan/ sodan/online-soudan/index. html



咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
外国人在留支援中心 FRESC※	8个咨询窗口 一层楼有8个窗口， 可以在一处受理各种 咨询。	英语、中文、使用平板电 脑受理多种语言：韩国语、 葡萄牙语、西班牙语、菲 律宾语、越南语、泰语、 印度尼西亚语、尼泊尔语 周一～五（节假日、12月 29日～1月3日除外） 9：00～17：00	FRESC 所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷 TOWER13 楼 电话：0570-011000（总机电话） 03-5363-3013（部分IP及海外 电话） 出入国在留管理厅 在留支援课・开示请求窗口 东京出入国在留管理局 日本贸易振兴机构（JETRO） 外务省签证・信息 东京外国人雇佣服务中心 东京法务局人权拥护部 日本司法支援中心 （the JLSC, Houterasu） 东京劳动局外国人特别咨询・支援室

■ 入国、在留

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
外国人在留综合信息 中心 ※	外国人入国、在留手 续等的咨询	日语、英语、中文、韩国语、西 班牙语、葡萄牙语、越南语、菲 律宾语、尼泊尔语、印度尼西亚语、 泰语、高棉（柬埔寨）语、缅甸语、 蒙古语、法语、僧伽罗语、乌尔 都语： 周一～五 8：30～17：15	所在地：港区港南 5-5-30 电话：0570-013904 03-5796-7112 （IP、海外） 电子邮件：info-tokyo@i.moj. go.jp（英语、日语）
大使馆 ※			驻日外国公馆 外务省： https://www.mofa. go.jp/mofaj/link/ emblist/index.html

■ 劳动和雇用

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
东京都 “劳动咨询” ※	通过电话或来访为外国人提供劳动咨询 （来访咨询需要预约） ※ 西班牙语、葡萄牙语、韩国语、泰语、 英语、中文、法语、俄语、越南语、尼 泊尔语、印度尼西亚语、菲律宾语（他 加禄语）、印地语、缅甸语有可视电话 翻译系统。详情请事先电话咨询。 ※ 您可以从以下网站查看在日本工作 所需的法律制度的说明手册。（英文、 中文）	电话咨询： 周一～五（节假日、 12月29日～1月 3日除外） 9:00～20:00 周六（节假日、12 月28日～1月4日 除外） 9:00～17:00	东京都劳动 110 电话：0570-00-6110
		来访咨询 （预约制） 英语：周二 14:00～16:00	东京都劳动咨询信息中心大崎 事务所 所在地：品川区大崎 1-11-1 GateCity 大崎西楼 2 楼 电话：03-3495-6110
		来访咨询 （预约制） 英语：周一～五 中文：周二～四 14:00～16:00	东京都劳动咨询信息中心（饭 田桥） 所在地：千代田区饭田桥 3-10-3 东京职业中心 9 楼 电话：03-3265-6110
		在线咨询 （预约制） 可通过网站预约。	预约表格： https://www.hataraku. metro.tokyo.lg.jp/sodan/ sodan/online-soudan/ index.html



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
東京外国人雇用サービスセンター※	就労制限のない在留資格の方、アルバイトを希望する外国人留学生の求職相談	英語、中国語：(予約制) 月～金曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前8:30～午後5:15	新宿外国人雇用支援・指導センター 所在地：新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿(歌舞伎町庁舎1階) 電話：03-3204-8609
	留学生および専門的・技術的分野の在留資格を持つ方の求職相談	英語、中国語：(予約制) 月～金曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時	東京外国人雇用サービスセンター 所在地：新宿区四谷1-6-1 コモレ四谷四谷タワー13階 電話：03-5361-8722
外国人労働者向け相談ダイヤル※	労働条件のトラブル	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語：月～金曜 ミャンマー語：月曜 ネパール語：月～木曜 韓国語：木・金曜 タイ語、インドネシア語、カンボジア語(クメール語)：水曜 モンゴル語：金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	英語：0570-001-701 中国語：0570-001-702 ポルトガル語：0570-001-703 スペイン語：0570-001-704 タガログ語：0570-001-705 ベトナム語：0570-001-706 ミャンマー語：0570-001-707 ネパール語：0570-001-708 韓国語：0570-001-709 タイ語：0570-001-712 インドネシア語：0570-001-715 カンボジア語(クメール語)：0570-001-716 モンゴル語：0570-001-718
労働条件相談ホットライン	労働条件に関するトラブル	日本語、英語、中国語、ポルトガル語：毎日 スペイン語：火・木・金・土曜 タガログ語：火・水・土曜 ベトナム語：水・金・土曜 ミャンマー語、ネパール語：水・日曜 韓国語、タイ語、インドネシア語：木・日曜 カンボジア語(クメール語)、モンゴル語：月・土曜 月～金曜 午後5時～午後10時 土・日曜、祝日 午前9時～午後9時	日本語：0120-811-610 英語：0120-531-401 中国語：0120-531-402 ポルトガル語：0120-531-403 スペイン語：0120-531-404 タガログ語：0120-531-405 ベトナム語：0120-531-406 ミャンマー語：0120-531-407 ネパール語：0120-531-408 韓国語：0120-613-801 タイ語：0120-613-802 インドネシア語：0120-613-803 カンボジア語(クメール語)：0120-613-804 モンゴル語：0120-613-805



咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
东京外国人雇用服务中心 ※	在留资格无就业限制者、希望打工的外国留学生的求职咨询	英语、中文： (预约制) 周一～五（节假日、12月29日～1月3日除外） 8：30～17：15	新宿外国人雇用支援・指导中心 所在地： 新宿区歌舞伎町 2-42-10 职业安定所新宿 (歌舞伎町厅舍 1 楼) 电话：03-3204-8609
	留学生及持有专业性・技术性领域在留资格者的求职咨询	英语，中文： (预约制) 周一～五（节假日、12月29日～1月3日除外） 9：00～17：00	东京外国人雇用服务中心 所在地：新宿区四谷 1-6-1 komore 四谷 四谷 tower 13 楼 电话：03-5361-8722
面向外国劳动者的咨询热线 ※	劳动条件的纠纷	英语、中文、葡萄牙语、西班牙语、他加禄语、越南语：周一～五 缅甸语：周一 尼泊尔语：周一～四 韩语：周四、五 泰语、印尼语、柬埔寨语（高棉语）：周三 蒙古语：周五、10:00～12:00、13:00～15:00	英语：0570-001-701 中文：0570-001-702 葡萄牙语：0570-001-703 西班牙语：0570-001-704 他加禄语：0570-001-705 越南语：0570-001-706 缅甸语：0570-001-707 尼泊尔语：0570-001-708 朝鲜语：0570-001-709 泰语：0570-001-712 印度尼西亚语：0570-001-715 柬埔寨语（高棉语）：0570-001-716 蒙古语：0570-001-718
劳动条件咨询热线	劳动条件的纠纷	日语、英语、中文、葡萄牙语：每天 西班牙语：周二、四、五、六 他加禄语：周二、三、六 越南语：周三、五、六 缅甸语、尼泊尔语：周三、日 韩语、泰语、印度尼西亚语：周四、日 柬埔寨语（高棉语）、蒙古语：周一、六 周一～五 17:00～22:00 周六、日、节假日 9:00～21:00	日语：0120-811-610 英语：0120-531-401 中文：0120-531-402 葡萄牙语：0120-531-403 西班牙语：0120-531-404 他加禄语：0120-531-405 越南语：0120-531-406 缅甸语：0120-531-407 尼泊尔语：0120-531-408 韩语：0120-613-801 泰语：0120-613-802 印度尼西亚语：0120-613-803 柬埔寨语（高棉语）：0120-613-804 蒙古语：0120-613-805



■ 教育

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人児童・生徒相談	日本の学校制度、就学や都立高校への入学に関すること	英語・中国語・韓国語・朝鮮語：毎週金曜 受付：午後1時～4時 相談：午後1時～5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)	東京都教育相談センター 電話：0120-53-8288 (教育相談一般) 03-3360-4175 (高校進級・進路・入学相談) 所在地：新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター 4階

■ 女性

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
女性のための働き方サポート相談	復職、再就職、育児との両立、キャリアアップなど女性ならではのライフステージに応じた働き方、キャリアに関する相談(電話・面接ともに要予約)	日本語： 第1・3火曜、第2・4土曜(12月28日～1月4日を除く) 午前10時～午後4時(午後1時～2時を除く)	男女共同参画センター"らぶらす" 電話予約：03-6450-8510(相談日前月1日～相談日前日まで) 所在地：太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 3～5階
女性の家ヘルプ	配偶者からの暴力の相談・女性の悩みごと相談	日本語、英語： 月～金曜 午前10時～午後5時 タガログ語： 火・金曜 午前10時～午後5時 インドネシア語： 水・金曜 午前10時～午後5時	女性の家ヘルプ 電話：03-3368-8855

■ 男性

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
男性電話相談	家族問題や人間関係、生き方、仕事の悩みなど、男性(性自認が男性の方)がもつ悩みについての相談	日本語： 毎月第1・3金曜 午後6時～9時 毎月第2・4土曜 午後6時～9時	男女共同参画センター"らぶらす" 相談専用電話(相談日のみ) 電話：03-6805-2120

■ 生活

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
家庭相談※	夫婦、親子、離婚、親権、養育費、相続など家庭内のことに関する相談(予約制)	日本語：月・水・金曜(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く) 原則午後1時～5時	総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 P.22 参照
交通事故相談※	交通事故の相談、自動車損害賠償責任保険の請求方法などの相談	日本語：火・金曜 午前8:30～12時 午後1時～5時	世田谷総合支所区民相談室 電話：03-5432-2016
警視庁総合相談センター※	困りごと、事件・事故など	英語、中国語、韓国語	電話：#9110 or 03-3501-0110



■ 教育

咨询名称	咨询内容	语言·时间	问讯处
东京都外国儿童、学生咨询	日本的学校制度、入学和都立高中入学的相关事宜	英语、中文、韩国语、朝鲜语： 每周五 申请：13:00～16:00 咨询：13:00～17:00 (节假日、12月29日～1月3日除外)	东京都教育咨询中心 电话：0120-53-8288 (一般教育咨询) 03-3360-4175 (高中升学、就业、入学咨询) 所在地：新宿区北新宿 4-6-1 东京都儿童家庭综合中心 4 楼

■ 女性

咨询名称	咨询内容	语言·时间	问讯处
女性工作方式支持咨询	返岗、再就业、工作育儿兼顾、职业晋升等专门面向女性人生各个阶段的工作方式、职业相关的咨询(电话·面试均需要预约)	日语： 每月第1、3个周二，第2、4个周六(12月28日～1月4日除外) 10:00～16:00(13:00～14:00除外)	男女共同参与中心“Ra pu ra su” 电话预约：03-6450-8510(咨询日的上月1日～咨询日的前一日) 所在地：太子堂 1-12-40 GREAT 王寿大厦 3～5 楼
女性之家 HELP	配偶暴力的咨询 女性烦恼咨询	日语、英语： 周一～五 10:00～17:00 他加禄语： 周二、五 10:00～17:00 印度尼西亚语： 周三、五 10:00～17:00	女性之家 HELP 电话：03-3368-8855

■ 男性

咨询名称	咨询内容	语言·时间	问讯处
男性电话咨询	对家人问题、人际关系、生活方式、工作烦恼等男性(性取向为男性的人)存在的相关烦恼事项进行咨询	日语： 每月第1、3个周五 18:00～21:00 每月第2、4个周六 18:00～21:00	男女共同参与中心“Ra pu ra su” 咨询专用电话(仅限咨询日) 电话：03-6805-2120

■ 生活

咨询名称	咨询内容	语言·时间	问讯处
家庭咨询 ※	夫妇、亲子、离婚、亲权、养育费、继承等家庭内诸多问题的咨询(预约制)	日语：周一、三、五(节假日、休息日、12月29日～1月3日除外) 原则 13:00～17:00	综合支所保健福利中心儿童家庭支援课 参照 P.23
交通事故咨询 ※	关于交通事故的咨询，汽车损害赔偿责任保险理赔方法等的咨询	日语：周二、五 8:30～12:00 13:00～17:00	世田谷综合支所区民咨询室 电话：03-5432-2016
警视厅综合咨询中心 ※	疑难、事件·事故等	英语、中文、韩国语	电话：# 9110 或 03-3501-0110



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人専用相談（警視庁）※	困りごとの電話相談	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ペルシア語、タガログ語、ウルドゥ語、ベトナム語、タイ語 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	電話：03-3503-8484
税金の相談（国税）※	国税に関する電話相談	英語：月～金曜 午前9時～午後5時	東京国税局 電話：03-3821-9070
日本郵便	郵便の案内	英語：月～金曜 午前8時～午後9時 土・日曜、休日 午前9時～午後9時	電話：0570-046-111
JR 東日本お問い合わせ	主に JR 東日本の交通機関（鉄道）の電話案内	英語、韓国語、中国語： 午前10時～午後6時（12月29日～1月3日を除く）	電話：050-2016-1603
NTT 東日本インフォメーション	電話に関するお問い合わせ	英語など：毎日 午前9時～午後5時 （12月29日～1月3日を除く）	電話：0120-116-000
	インターネットに関するお問い合わせ	英語など：平日 午前9時～午後5時 （土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）	電話：0120-565950
ツーリストインフォメーションセンター（TIC）	観光案内	英語、中国語、韓国語： 1月1日を除く 午前9時～午後5時	日本政府観光局（JNTO） 所在地：千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル1階 電話：03-3201-3331
外国語による消費生活相談	消費生活に関する相談	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語： 月～土曜午前9時～午後5時 ※ベトナム語のみ土曜は午前10時～午後5時 （日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）	東京都消費生活総合センター（飯田橋） 電話：03-3235-1155
訪日観光客消費者ホットライン	外国人観光客が日本滞在中に消費者トラブルにあった際の相談	英語、中国語、韓国語、フランス語、タイ語、ベトナム語、日本語：月～金曜午前10時～午後4時（土・日曜、祝日12月29日～1月3日を除く）	訪日観光客消費者ホットライン 電話：03-5449-0906
東京防災※	防災情報	英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語、マレー語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語	東京都総務局総合防災部防災管理課 電話：03-5388-2453 
外国人生活支援ポータルサイト※	日本での生活に必要な情報を紹介	やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、クメール語（カンボジア語）、フィリピン語、スペイン語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語	出入国在留管理庁 電話：03-3580-4111 



咨询名称	咨询内容	语言·时间	问讯处
外国人专用咨询（警视厅）※	烦恼事项的电话咨询	英语、中文、韩国语、西班牙语、波斯语、他加禄语、乌尔都语、越南语、泰语 周一～五 8：30～17：15	电话：03-3503-8484
税金的咨询（国税）※	国税电话咨询	英语：周一～五 9：00～17：00	东京国税局税务 电话：03-3821-9070
日本邮政公社	邮递介绍	英语：周一～五 8：00～21：00 周六、日、休息日 9：00～21：00	电话：0570-046-111
JR 东日本问讯	主要为 JR 东日本的交通工具（铁路）电话介绍	英语，韩国语，中文： 10：00～18：00 （12月29日～1月3日除外）	电话：050-2016-1603
NTT 东日本信息	电话相关咨询	英语等：每天9：00～17：00（12月29日～1月3日除外）	电话：0120-116-000
	网络相关咨询	英语等：平日9：00～17：00（周末、节假日、12月29日～1月3日除外）	电话：0120-565950
旅游信息中心（TIC）	旅游介绍	英语，中文，韩国语 1月1日除外 9：00～17：00	日本政府观光局（JNTO）所在地： 千代田区丸之内3-3-1 新东京大楼1楼 电话：03-3201-3331
由外语提供的消费生活咨询	介绍消费生活相关咨询	英语、中文、韩国语、他加禄语、越南语： 周一～六9:00～17:00 ※仅越南语在周六为10:00～17:00 （周日，节假日、12月29日～1月3日除外）	东京都消费生活综合中心（饭田桥） 电话：03-3235-1155
访日观光游客消费者热线	外国人观光游客在日本停留期间遭遇消费者纠纷时的咨询	英语、中文、韩国语、法语、泰语、越南语、日语：周一～周五 10：00～16：00（周六，日，节假日、12月29日～1月3日除外）	访日观光游客消费者热线 电话：03-5449-0906
东京防灾 ※	防灾信息	英语、中文、韩国语、泰语、他加禄语、马来语、印度尼西亚语、越南语、尼泊尔语、缅甸语、法语、葡萄牙语、西班牙语	东京都总务局综合防灾部防灾管理课 电话：03-5388-2453 
外国人生活支援门户网站 ※	介绍在日本生活的必要信息	简单的日语、英语、中文、韩国语、葡萄牙语、越南语、泰国语、印度尼西亚语、高棉语（柬埔寨语）、菲律宾语、西班牙语、蒙古语、缅甸语、尼泊尔语	出入国在留管理厅 电话：03-3580-4111 



■ ドメスティック・バイオレンス

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
女性のための悩みごと・DV相談	家庭、人間関係、生き方などの様々な問題や、配偶者やパートナー、恋人などからの暴力やモラルハラスメントについて悩む女性のための相談（メール・LINEでの相談可）	日本語：火～木曜 正午～午後8時（午後4時～5時を除く）、土・日曜午前10時～午後4時（午後1時～2時を除く）	男女共同参画センター”らぷらす” 相談専用電話（相談日のみ） 電話：03-6804-0815 メール・LINE相談： http://www.laplace-setagaya.net/
母子・女性相談※	母子・女性相談の一環として行うDV相談	日本語：月～金曜（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く） 午前8：30～午後5時	総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 P.22 参照
配偶者暴力相談支援センターの相談窓口※	世田谷区DV相談専用ダイヤル	日本語：月～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前8：30～午後5時	人権・男女共同参画課 相談専用電話 電話：0570-074740（ナビダイヤル）
	東京ウィメンズプラザ	英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語：火・木・金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く）午後1時～4時	東京ウィメンズプラザ 電話：03-5467-1721
	内閣府DV相談プラス	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語	内閣府DV相談プラス 電話：0120-279-889
	東京都女性相談センター	日本語：月～金曜 午前9時～午後9時 土・日曜、祝日、12月29日～1月3日 午前9時～午後5時	東京都女性相談センター 電話：03-5261-3110
警察のDV対応窓口※	警察署の生活安全課によるDV相談	月～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前8：30～午後5：15	各警察署生活安全課 P.6 参照
		夜間・緊急時	警察 110番

■ その他の相談機関

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人のための人権相談※	人権相談	タイ語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語：月～金曜（12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時	外国語人権相談ダイヤル 電話：0570-090911 所在地：千代田区霞が関1-1-1（法務省アクセス）



■ 家庭暴力

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
面向女性的烦恼事项・DV 咨询	关于女性存在的家庭、人际关系、生活方式等各类问题以及来自配偶者、伴侣、恋人的暴力和斥责辱骂等相关烦恼的咨询（可通过邮件、LINE 咨询）	日语：周二～四 12:00～20:00（16:00～17:00 除外）、周六、周日 10:00～16:00（13:00～14:00 除外）	男女共同参与中心 “Ra pu ra su” 咨询专用电话 （仅限咨询日） 电话：03-6804-0815 邮件、LINE 咨询： http://www.laplace-setagaya.net/
母子、女性咨询 ※	家庭暴力咨询是母子、女性咨询的一个环节	日语：周一～五 （节假日、休息日、12月29日～1月3日除外） 8:30～17:00	综合支所保健福利中心 儿童家庭支援课 参照 P.23
配偶者暴力咨询支援中心的咨询窗口 ※	世田谷区 DV 咨询专用热线	日语：周一～五（节假日、12月29日～1月3日除外） 8:30～17:00	人权・男女共同参与课 咨询专用电话 电话：0570-074740（语音热线）
	东京女性广场	英语、中文、韩语、泰语、他加禄语：周二、四、五（节假日、12月29日～1月3日除外） 13:00～16:00	东京女性广场 电话：03-5467-1721
	内阁府家暴咨询 PLUS	英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语、他加禄语、泰语、越南语、印度尼西亚语、尼泊尔语	内阁府家暴咨询 PLUS 电话：0120-279-889
	东京女性咨询中心	日语：周一～五 9:00～21:00 周六、日、节假日、12月29日～1月3日 9:00～17:00	东京女性咨询中心 电话：03-5261-3110
警察处理家庭暴力的窗口 ※	由警察署的生活安全课提供家庭暴力的咨询	周一～五 （节假日、12月29日～1月3日除外） 8:30～17:15	各警察署生活安全课 参照 P.7
		夜间・紧急时	警察 / 电话：110 号

■ 其他咨询机构

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
为外国人提供人权咨询 ※	人权咨询	泰语、尼泊尔语、西班牙语、印度尼西亚语、英语、中文、韩语、菲律宾语、葡萄牙语、越南语：周一～五（12月29日～1月3日除外） 9:00～17:00	外国语人权电话 电话：0570-090911 所在地：千代田区霞关 1-1-1（法务省内）



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
犯罪被害者の相談	世田谷区犯罪被害者等相談窓口※	日本語：月～金曜(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前8：30～午後5時	人権・男女共同参画課 世田谷区犯罪被害者等相談窓口 電話：03-6304-3766 FAX：03-6304-3710
	被害者支援都民センター	日本語：月・木・金曜(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前9：30～午後5：30 火・水曜(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前9：30～午後7時	被害者支援都民センター 電話：03-5287-3336 FAX：03-5287-3387
外国人法律相談(弁護士会法律相談センター)	法律相談	英語、中国語、スペイン語、ベトナム語(予約)： 新宿 月～土曜(祝日を除く) 午前9：30～午後4：30 蒲田 月～金曜(祝日を除く) 午前9：30～午後7：30 土・日曜(祝日を除く) 午後1：30～4：30	電話：0570-055-289(予約) 新宿総合法律相談センター 電話：03-6205-9531 所在地：新宿区歌舞伎町2-44-1東京都健康プラザハイジア8階 蒲田法律総合センター 電話：03-5714-0081 所在地：大田区西蒲田7-48-3大越ビル6階
セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談(対面相談)	電話相談(当事者、家族、友人、学校関係者など、どなたからの相談も可) 対面相談(事前予約制)	日本語：第1・第3金曜 午後2時～5時、 第2・第4金曜 午後6時～9時 対面相談(第4土曜、午後3：15～3：55)	男女共同参画センター“らぷらす” 相談専用電話(相談日のみ) 電話：03-6805-5875 対面相談の予約 電話：03-6450-8510
中国帰国者の生活相談	生活相談	中国語：火～日曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前9：30～午後5：45	中国帰国者支援・交流センター 所在地：台東区東上野1-2-13カーニープレイス新御徒町6階 相談電話：03-5807-3172 24時間相談電話： 03-5807-3176(録音対応)
日系人のあらゆる相談	生活相談	日本語、ポルトガル語、スペイン語： 月～金曜(祝日を除く) 午後2時～5：30	(公財)海外日系人協会 所在地：神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜内 電話：045-211-1788
東京英語いのちの電話(TELL)	英語による人生相談(電話またはチャット)	英語： 月～木曜 午前9時～午後11時 金～日曜 午前9時～午前2時	電話：03-5774-0992
多言語情報提供	通訳を介して、日本の法制度や相談窓口を紹介	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語 月～金曜、午前9時～午後5時	法テラス 電話：0570-078377



咨询名称	咨询内容	语言·时间	问讯处
犯罪受害者的咨询	世田谷区犯罪受害者等咨询窗口※	日语：周一～五 (节假日、12月29日～1月3日除外) 8:30～17:00	人权·男女共同参与课 世田谷区犯罪受害者等咨询窗口 电话：03-6304-3766 传真：03-6304-3710
	受害者支援都民中心	日语：周一、四、五 (节假日、12月29日～1月3日除外) 9:30～17:30 周二、三 (节假日、12月29日～1月3日除外) 9:30～19:00	受害者支援都民中心 电话：03-5287-3336 传真：03-5287-3387
外国人法律咨询 (律师会法律咨询中心)	法律咨询	英语、中文、西班牙语、越南语(预约)： 新宿：周一～六(节假日除外) 9:30～16:30 蒲田：周一～五(节假日除外) 9:30～19:30 周六、周日(节假日除外) 13:30～16:30	电话：0570-055-289 (予約) 新宿综合法律咨询中心 电话：03-6205-9531 所在地： 新宿区歌舞伎町2-44-1 东京都健康中心 “HYGEIA”8楼 蒲田法律综合中心 电话：03-5714-0081 所在地： 大田区西蒲田7-48-3 大越大楼6楼
面向性少数者的世田谷虹色广场电话咨询(对面咨询)	电话咨询(当事者、家人、朋友、学校相关者等任何人都可咨询) 对面咨询(事前预约制)	日语： 第1·第3个周五 14:00～17:00 第2·第4个周五 18:00～21:00 对面咨询(第4个周六、15:15～15:55)	男女共同参与中心 “Ra pu ra su” 咨询专用电话(限咨询) 电话：03-6805-5875 对面咨询预约 电话：03-6450-8510
中国归国者生活咨询	生活咨询	中文：周二～日 (节假日、12月29日～1月3日除外) 9:30～17:45	中国归国者支援交流中心 所在地：台东区东上野1-2-13 KearnyPlace 新御徒町6楼 咨询电话:03-5807-3172 24小时咨询电话:03-5807-3176(录音应对)
日裔人士的各类咨询	生活咨询	日语、葡萄牙、西班牙语： 周一～五(节假日除外) 14:00～17:30	(财)海外日裔协会 所在地： 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横滨内 电话：045-211-1788
东京英语生命电话(TELL)	使用英语提供的人生咨询(电话或在线聊天)	英语：周一～四 9:00～23:00 周五～日 9:00～凌晨2点	电话：03-5774-0992
多语言信息提供	通过翻译介绍日本的法律制度和咨询窗口	英语、中文、韩国语、越南语、西班牙语、葡萄牙语、他加禄语、尼泊尔语、泰语、印度尼西亚语 周一～五 9:00～17:00	Houterasu 电话：0570-078377



生活情報

スマートフォンなどで区の広報紙を外国語でご覧にれます

無料のアプリケーション「Catalog Pocket」では、区の広報紙（区のおしらせ「せたがや」）を日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語に翻訳して読む・聞くことができます。

※自動翻訳のため、訳文が正しくない場合があります。

お問い合わせ：広報広聴課

電話：03-5432-2009

FAX：03-5432-3001



外国人のための日本語教室

区内在住・在勤・在学の外国人を対象に、日常生活に必要な日本語を学ぶ初心者向けの講座を年5回（6～8月、7月～9月、9月～12月、10月～12月、1月～3月 各全20回）開催しています。お問い合わせ：文化・国際課国際・多文化共生担当
電話：03-6304-3439 FAX：03-6304-3710

自治体国際化協会（CLAIR／クレア）

クレアでは、外国人住民が日本で生活するうえで必要な多言語情報などをホームページに掲載しています。詳細は、以下をご覧ください。

<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

ボランティア活動の相談、ボランティア団体や日本語教室などの情報提供や、ボランティアの紹介などを行っています。

お問い合わせ：

●世田谷ボランティアセンター

電話：03-5712-5101 FAX：03-3410-3811

●北沢ボランティアビューロー

電話：03-3420-2520 FAX：03-3706-2854

●玉川ボランティアビューロー

電話：03-3707-3528 FAX：03-3708-3058

●砧ボランティアビューロー準備室

電話：03-6411-4007 FAX：03-6411-5888

●鳥山ボランティアビューロー

電話：03-6909-0333 FAX：03-6909-0355

消費生活センター

消費生活相談など、消費生活全般にわたる様々な事業を行っています。

問い合わせ：消費生活センター（消費生活課）

電話：03-3410-6521 FAX：03-3411-6845

賃貸住宅のトラブルを防止するために

賃貸住宅に住んでいる方の注意することが載っている「賃貸住宅紛争防止条例&賃貸住宅トラブル防止ガイドライン（概要版）」（東京都）が、ホームページで見られます。修繕や費用、契約や住まい方など、日本ならではのルールがあるため、役

に立つ資料です。対応言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、日本語です。二次元コードからアクセスできます。

お問い合わせ：

消費生活センター（消費生活課）

電話：03-3410-6521

FAX：03-3411-6845



世田谷区は区内全域の道路、公園を喫煙禁止としています

世田谷区では、屋外の公共の場所などでの環境美化および迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定めています。

世田谷区たばこルール

- ・区内全域の道路、公園は、喫煙禁止です（指定喫煙場所を除く）。
- ・区内全域の屋外の公共の場所、公開空地（民有地であっても歩行者が自由に通行できる場所）でも歩きたばこはしないよう努めてください。

お問い合わせ：環境保全課

電話：03-6432-7129 FAX：03-6432-7981

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例

2020年4月1日から、屋内は原則禁煙です。

決められた場所以外では、喫煙できません。

詳細は、パンフレットをご覧ください。

二次元コードよりアクセスできます。

担当課：世田谷保健所健康企画課



繁殖期のカラスにご注意

繁殖期（3月～7月ごろ）に、カラスが卵やヒナを守るために人を攻撃することがあります。被害を受けないため、巣の近くは避ける、傘をさす、帽子をかぶるなど注意しましょう。

お問い合わせ：環境保全課

電話：03-6432-7137 FAX：03-6432-7981

ハクビシン・アライグマの被害を受けないために

ハクビシン・アライグマの被害を受けないためには、まず、ハクビシン・アライグマが来ないようにすることが重要です。餌となるもの（果物、ペットフードの残り、生ごみなど）を放置しないようにし、糞があったら、掃除して殺虫剤を撒くなどしてください。また、ハクビシン・アライグマは建物内に棲みつく可能性があります。侵入口となりそうな通気口や屋根と壁の間の隙間などがいないかを確認し、ふさぐようにしましょう。

お問い合わせ：環境保全課

電話：03-6432-7137 FAX：03-6432-7981



生活信息

可通过智能手机等用外语浏览区内的宣传报
免费 APP “Catalog Pocket” 不仅提供本区宣传报（区报《世田谷》）的日语版本，还可将其译成英语、中文（简体字·繁体字）、韩国语、泰语、葡萄牙语、西班牙语、印度尼西亚语、越南语，进行阅读和听读。
※ 因采用自动翻译，译文可能有不正确之处。

问讯处：宣传听取课
电话：03-5432-2009
传真：03-5432-3001



外国人日语教室

以在区内居住、工作、就学的外国人为对象，一年开办 5 次日语讲座（6～8 月、7～9 月、9～12 月、10～12 月、1～3 月，每次 20 堂课），学习日常生活用语。

问讯处：文化·国际课国际·多文化共生主管
电话：03-6304-3439 传真：03-6304-3710

自治体国际化协会（CLAIR）

CLAIR 网站上刊载了外国人居民在日本生活所需的多语言信息。详情请浏览以下内容。

<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>

社会福利法人世田谷志愿者协会

进行志愿者活动的咨询，志愿者团体和日语教室等信息提供以及志愿者的介绍等。

问讯处：

- 世田谷志愿者中心
电话：03-5712-5101 传真：03-3410-3811
- 北泽志愿者事务局
电话：03-3420-2520 传真：03-3706-2854
- 玉川志愿者事务局
电话：03-3707-3528 传真：03-3708-3058
- 砧志愿者事务局准备室
电话：03-6411-4007 传真：03-6411-5888
- 乌山志愿者事务局
电话：03-6909-0333 传真：03-6909-0355

消费生活中心

设有消费生活咨询（使用日语）等涉及消费生活各方面的各种业务。

问讯处：消费生活中心（消费生活课）
电话：03-3410-6521 传真：03-3411-6845

为了防止租赁住宅的纠纷

可在网站上浏览的“租赁住宅纠纷防止条例&租赁住宅纠纷防止指南（简易版）”（东京都），刊载了租房居住的人需要注意的事项。其中有关维修、费用、合同和居住方式等都涉及日本特有的规则，非常实用。备有英语、中文、韩国语、越南语、他加禄语、尼泊尔语和日语版本。

问讯处：消费生活中心（消费生活课）
电话：03-3410-6521 传真：03-3411-6845



世田谷区内全区道路、公园禁烟

世田谷区为了美化室外公共场所的环境及，避免给他人造成麻烦，规定了“世田谷区烟草规则”。

世田谷区烟草规则

- 区内全区道路、公园禁止吸烟（指定吸烟场所除外）。
- 区内全区的室外公共场所、公共空地（属于民有地，但行人可自由通行的场所）也请尽量做到不走路吸烟。

问讯处：环境保护课

电话：03-6432-7129 传真：03-6432-7981

修正健康增进法·东京都被动吸烟防止条例

2020 年 4 月 1 日起，室内原则上禁止吸烟。

除了规定的场所以外不能吸烟。

详情请浏览手册。也可通二维码访问。

问讯处：世田谷保健所健康宣传·管理课



注意处于繁殖期的乌鸦

在繁殖期（3 月～7 月左右），乌鸦为了保护卵和幼鸟有可能攻击人。为了避免受到伤害，请采取措施提防，包括避免接近乌鸦巢、打伞和戴帽子。

问讯处：环境保护课

电话：03-6432-7137 传真：03-6432-7981

避免受到果子狸·浣熊的伤害

为避免受到果子狸·浣熊的伤害，首先应重点防止果子狸·浣熊的出现。不可放置诱饵（水果、剩余的宠物食品、生鲜垃圾等），发现粪便后，请进行清扫，喷洒杀虫剂等。此外，果子狸·浣熊可能栖息在建筑物内。请确认容易成为入口的通气口，检查屋檐和墙壁之间有无缝隙，避免让其侵入。

问讯处：环境保护课

电话：03-6432-7137 传真：03-6432-7981



多様性のある社会をめざして

世田谷区では、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会の実現をめざし、平成30年(2018)年4月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行しました。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」

男女共同参画・多文化共生に係る施策に対する苦情・意見

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき第三者委員で構成する「苦情処理委員会」へ申し立てることができます。また、個人間で解決できない問題についてもお問い合わせください。

お問い合わせ：人権・男女共同参画課

電話：03-6304-3453 FAX：03-6304-3710

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について

世田谷区基本計画に掲げる「人権尊重」の取組みのひとつとして、双方または一方がLGBTQ(性的マイノリティ)である区民のお二人やその子ども・親がその自由な意思によるパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を区長に対して行い、その気持ちを受け止める取組みです。区は、宣誓書を受領し、「宣誓書受領証」をお渡しします。

宣誓を希望される方は、事前に電話、FAX、または窓口にてお申し込みください。宣誓場所は区役所内です。(総合支所、出張所などでは行っていません)

対象：

次の全てに該当するパートナーの方

- (1) 双方が成人に達していること。
- (2) 区内に同一の住所を有する、または、一方が区内に住所を有し、かつ他の一方が区内への転入を予定していること、もしくは双方とも区内への転入を予定していること。
- (3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。
- (4) 双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合はその宣誓書の廃棄を申し出ていること。
- (6) 双方の関係などが、直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族の間ではないこと。

お問い合わせ：人権・男女共同参画課

電話：03-6304-3453 FAX：03-6304-3710

区営・都営住宅の募集

住宅に困っている低所得のファミリー世帯や高齢者、障害者などの方を対象に、低額な家賃の区営住宅や都営住宅の申し込みについてご案内しています。

申し込み時期や方法は、区のおしらせ「せたがや」

をご覧ください。

都営住宅は、5月、8月、11月、2月の、区営住宅は、6月、11月の各1日号に掲載しています。

お問い合わせ：住宅管理課

電話：03-5432-2498 FAX：03-5432-3040

住まいサポートセンター

世田谷区内にお住まいの高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、LGBT当事者世帯および外国人世帯の居住を支援する事業を実施するとともに、区の住まいに関する事業、サービス、催し物などの情報提供をします。

お問い合わせ：住まいサポートセンター

電話：03-6379-1420 FAX：03-6379-4233

所在地：松原6-3-5 梅丘分庁舎(一般財団法人世田谷トラストまちづくり)

時間：月～金曜 午前8:30～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

お部屋探しサポート

区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するとともに様々なアドバイスを行っています。

※事前に住まいサポートセンターにご連絡ください。

対象：

区内に在住で、次のいずれかに該当する方

- ・60歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯
- ・障害者手帳などをお持ちの方がいる世帯
- ・18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯
- ・LGBT当事者世帯
- ・外国人(在留カードなどをお持ちの方)を含む世帯の方であって、日本語を話せる方、もしくは日本語を話せる方の同伴をいただける方

お問い合わせ：上記に記載の住まいサポートセンター

区政情報

「区政情報センター」がありますので、ご利用ください。また、各総合支所(世田谷総合支所を除く)には「区政情報コーナー」がありますので、ご利用ください。P.20 参照

ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して出かけられるようにまちの整備を進めています。駅や店舗、道、トイレなどには使いやすいするための工夫がいろいろあります。そのような工夫を紹介した小冊子「ユニバーサルデザインって何だろう?」を配布しています。日本ならではの整備もあるので、日本を知るための良いテキストです。ホームページに英語版があります。

配布場所：都市デザイン課

お問い合わせ：都市デザイン課

電話：03-6432-7152 FAX：03-6432-7996



致力于打造多样性社会

在世田谷区，为了打造让所有人都认同多样性，实现尊重人权的地区社会，于平成 30 年（2018）4 月实施了“世田谷区认同彼此多样性，推进男女共同参与和多文化共生的条例”。

“世田谷区认同彼此多样性，推进男女共同参与和多文化共生的条例”

关于男女共同参与・多文化共生相关政策的投诉、意见

遵照“世田谷区发扬多样性的男女共同参与和多文化共生的推进条例”，可以向第三方委员构成的“投诉处理委员会”提出申诉。对于个人之间无法解决的问题也请咨询。

问讯处：人权・男女共同参与课

电话：03-6304-3453 传真：03-6304-3710

关于伴侣关系・家庭关系的宣誓

该制度根据世田谷区基本计划中提出的尊重人权举措而实施，双方或一方为 LGBTQ（性少数群体）的两位区民及其子女或父母，可自愿向区长宣誓结成伴侣关系和家庭关系，使自己的意愿得到认可。世田谷区将接收宣誓书，并发放“宣誓书领取证”。希望宣誓的人请事先通过电话、传真或窗口进行申请。宣誓地点在区役所内。（综合支所，办事处等不受理）

对象

满足以下全部条件的夫妇

- (1) 双方已成人
- (2) 在区内拥有同一住所，或一方在区内拥有住所，另一方有迁入打算，或双方计划迁入区内
- (3) 双方均未与他人存在法律上的结婚关系。
- (4) 双方均未与他人宣誓存在伴侣关系
- (5) 已与他人宣誓存在伴侣关系时，申请其宣誓书作废。
- (6) 双方关系等不属于直系血亲或三代以内的旁系血亲和直系姻亲。

问讯处：人权・男女共同参与课

电话：03-6304-3453 传真：03-6304-3710

区营・都营住宅的招募

以住房困难的低收入家庭和老年人，残疾人等人员为对象，介绍房租便宜的区营住宅和都营住宅的申请事宜。

申请时间和方法，请浏览区报《世田谷》

都营住宅在 5 月、8 月、11 月、2 月的各 1 日版刊载，

区营住宅在 6 月、11 月的各 1 日版刊载。

问讯处：住宅管理课

电话：03-5432-2498 传真：03-5432-3040

居住支援中心

在对居住在世田谷区的高龄者家庭、残障人家庭、单亲家庭、跨性别（LGBT）当事者家庭以及外国人家庭等进行居住支援的同时，还搜集并提供有关本区的住宅事业，服务、活动等的信息。

问讯处：居住支援中心

电话：03-6379-1420 传真：03-6379-4233

所在地：松原 6-3-5 梅丘分厅舍（一般财团法人世田谷 TRUST COMMUNITY DESIGN）

时间：周一～周五 8:30～17:00（节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外）

帮忙找房子

在与区役所签订协议的不动产店铺团体的协助下，提供民间租赁住宅的空房间信息，并提供各类建议。

※ 请事先联系住宅支援中心。

对象：

在区内居住，符合以下任意一项条件的人

- ・ 年满 60 岁的单身家庭或只有高龄者的家庭
- ・ 家庭成员中持有残疾人手册等
- ・ 有未满 18 岁孩子的单亲家庭
- ・ 跨性别（LGBT）当事者家庭
- ・ 家庭成员中有外国人（在留卡等持有者），会说日语或会说日语的人可以陪同前来的人

问讯处：上述住宅支援中心

区政信息

设有“区政信息中心”，请大家利用。此外，各综合支所（世田谷综合支所除外）内还设有“区政信息栏”可供参考。

参照 P.21

通用化设计的城市

政府在推进城市建设的工作中注重让每位市民都能够放心出行。车站、店铺、道路、厕所等设施考虑了各种细节以便于使用。现在正分发《什么是通用化设计？》的小册子，其中介绍了这些细节设计，并且包含了日本特有的建设方式，是了解日本的实用教材。网站主页上登载英语版。

分发地点：都市设计课

问讯处：都市设计课

电话：03-6432-7152 传真：03-6432-7996